

加茂市水防計画

令和4年3月

加 茂 市

目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	用語の定義	1
3	水防の責任等	3
4	水防計画の作成及び変更	5
5	安全配慮	5
第2章	水防組織	6
1	市の水防組織	6
2	水防本部の構成	6
3	水防組織事務分担	6
第3章	水防体制（係員の非常参集）	7
1	第1次配備体制	7
2	第2次配備体制	7
3	第3次配備体制	7
第4章	予報、水位到達情報及び警報	8
1	気象台が発表又は伝達する注意報及び警報	8
2	洪水予報を行う河川	8
3	水位周知河川における水位到達情報	9
4	その他の水位情報の収集について	11
5	水防警報及び水防情報の提供を行う河川	11
第5章	水防活動等	15
1	消防団の活動	15
2	消防団の管轄地域等	15
3	消防団の非常配備	15
4	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	16
5	水防訓練	16
第6章	費用負担と公用負担	17
1	費用負担	17
2	公用負担	17
第7章	協力及び応援	18
1	河川管理者の協力	18
2	下水道管理者の協力	18
3	消防機関の協力等	18

第 8 章	水防報告	19
1	水防概況報告	19
2	水防活動実施報告	19
第 9 章	通信及び輸送	21
1	水防時に利用する通信手段	21
2	災害時優先通信の取扱い	21
3	その他の通信施設の使用	21
4	輸送の確保	21
第 10 章	水防施設等	22
1	水防倉庫及び水防資器材	22
第 11 章	重要水防箇所	23
1	重要水防箇所評定基準(案)	23
2	重要水防箇所	23
第 12 章	ダムにおける洪水警戒体制	24

(資料編)

1	水防倉庫	25
2	水防資器材	26
3	重要水防箇所評定基準(案)	27
4	重要水防箇所	28
5	水害時排水施設	31
6	消防団管轄区域図	32

第1章 総則

1 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定（昭和55年度）された指定水防管理団体である加茂市が、法第33条第1項の規定に基づき、加茂市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、加茂市の地域にかかる河川の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）

(8) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

(9) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（法第2条第8項、法第16条）

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(16) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第 14 条）

※市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない（法第 5 条第 2 項）。

3 水防の責任等

水防に係る各主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団（消防団）の設置（法第 5 条）
- ②平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ③水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ④浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- ⑤避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- ⑥予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑦水防団（消防団）及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑧緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑨警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑩警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑪他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑫堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑬公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑯水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑰水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑱水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑳水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉑消防事務との調整（法第 50 条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長（消防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯消防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(3) 国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

①気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(6) 居住者等の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

(7) 水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、加茂市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

5 安全配慮

洪水の際に、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

(3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

(5) 水防活動は原則として複数人で行う。

(6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

(7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

(8) 指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。

(9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

(10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

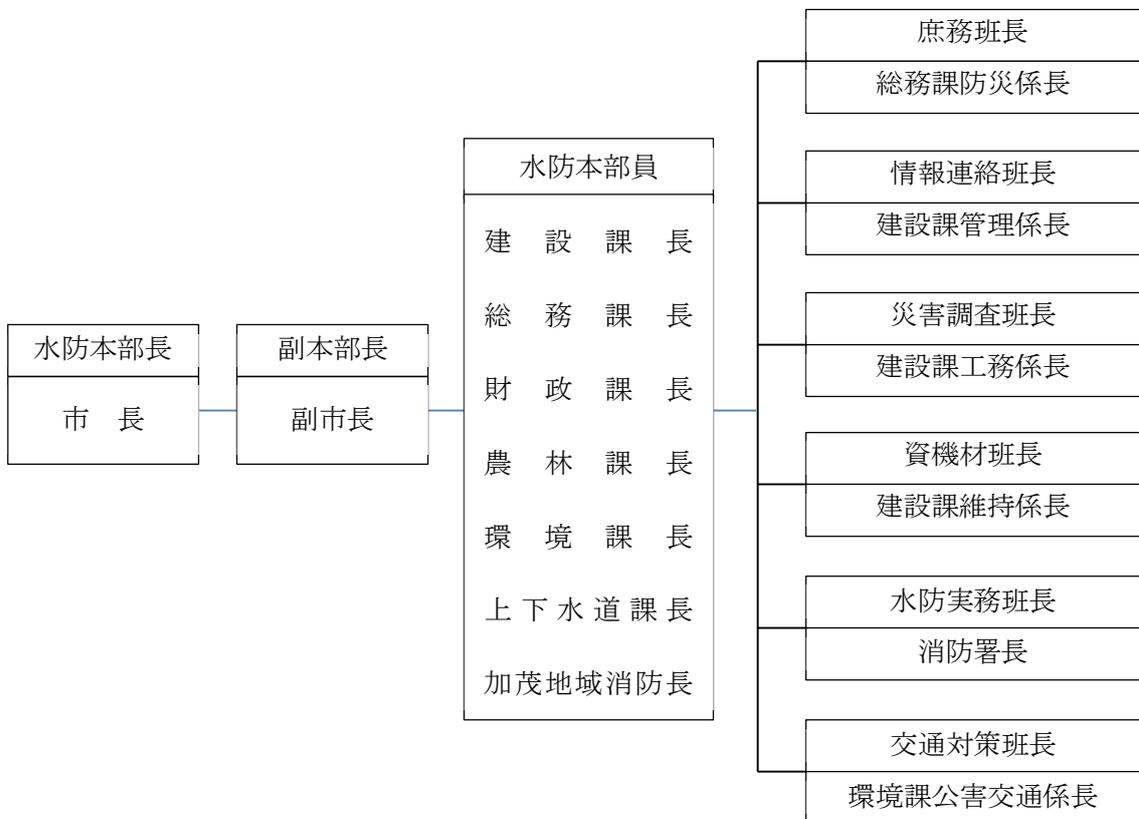
1 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置する。水防本部の事務局は加茂市建設課に置き、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2 水防本部の構成

水防本部の構成は次図のとおりとする。



3 水防組織事務分担

班名	業務
庶務班	水防庶務全般、本部への報告
情報連絡班	気象情報の収集及び記録、メディア情報の収集、雨量・水位情報等の収集及び記録、関係機関との情報伝達等
災害調査班	河川、道路等の被害情報の収集及び記録、関係機関への報告等
資機材班	水防資機材の手配、輸送、及びその事務
水防実務班	管内巡視、水防作業の実施等の判断、水防作業の現地指導
交通対策班	道路情報の収集及び伝達、交通規制

第3章 水防体制（係員の非常参集）

水防事務を処理する係員は、水防に係る気象警報等が発表されたとき、直ちに事務局に参集するものとする。

1 第1次配備体制

洪水等に関係ある気象等の警報発表時、あるいは洪水等の危険が予想されるときから、これらの事態が解消するまでの間は、情報の連絡及び収集その他に従事し、状況により水防活動に必要な関係職員を即時招集できる体制を確立しておく。

配備基準等	配備体制
1 大雨警報（浸水害、土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき 2 市内における河川の水位が水防団待機水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき 3 他関係機関との洪水に係る情報伝達が必要なとき	建設課水防当番職員

2 第2次配備体制

洪水等に関係ある気象等の警報発表時、あるいは水防警報の通知を受け、洪水等のおそれがあると認められるときから、これらの事態が解消するまでの間は、水防事務の処理が円滑に遂行できる体制を整え、消防機関は出動の準備に入る。

配備基準等	配備体制
1 市内における河川の水位が氾濫注意水位を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想されるとき 2 土砂災害警戒情報が発表された場合	建設課全職員

3 第3次配備体制

洪水等により相当の被害が発生し、重大な災害の恐れがあり、「加茂市災害対策本部」が設置されたときは、その一部として編入される。

配備基準等	配備体制
1 市内における河川の水位が避難判断水位を超えたとき 2 「加茂市災害対策本部」が設置されたときは、その一部として編入される	水防本部全係員

第4章 予報、水位到達情報及び警報

1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

2 洪水予報を行う河川

法第10条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

(1) 洪水予報を行う河川

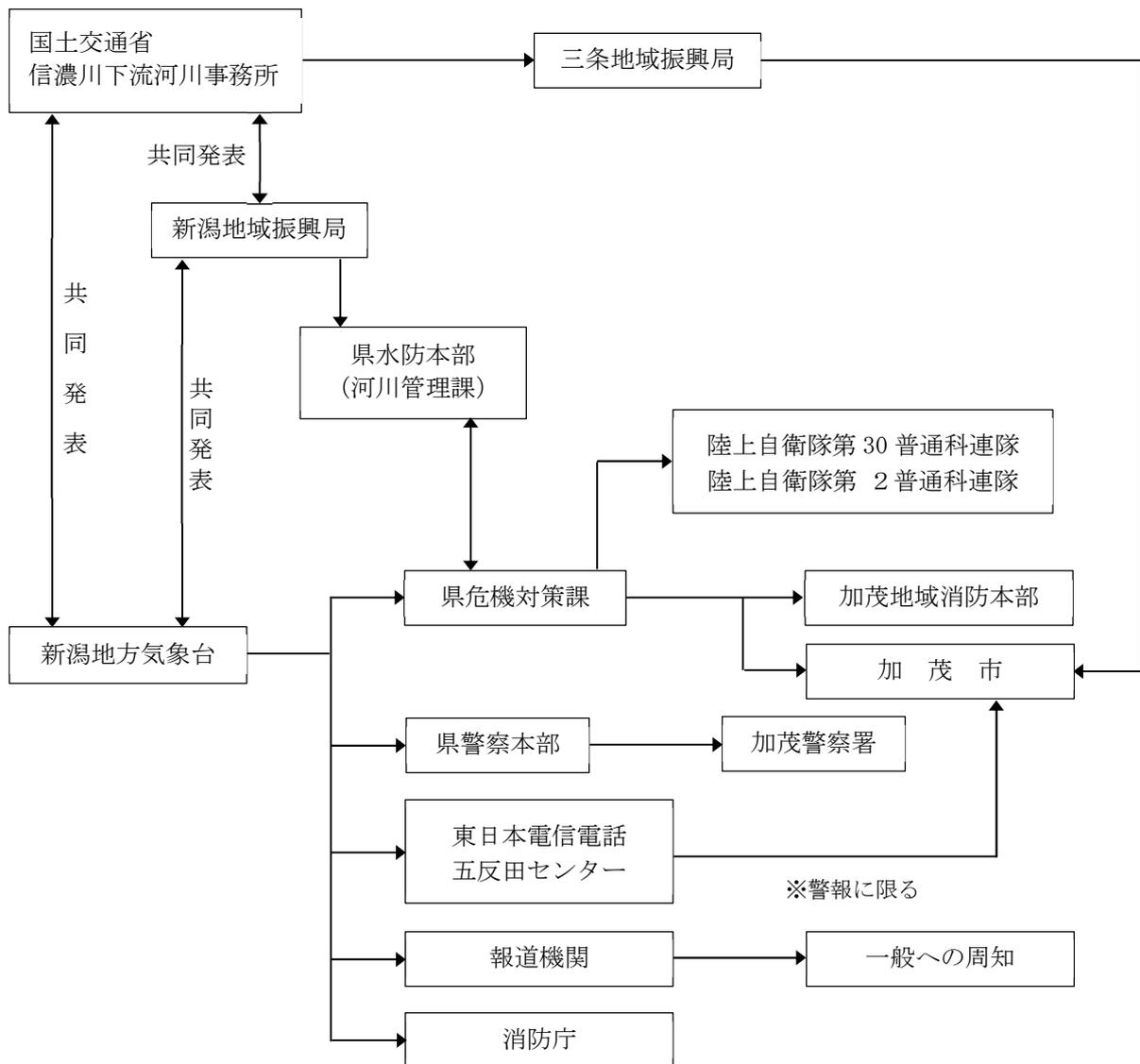
河川名	区 域	洪水予報基準地点	担当官署名
信濃川 (下流)	左岸 燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062 番の6 地先から海まで 右岸 長岡市中条新田字丸山 1546 番の2 地先から海まで	尾崎 保明新田 帝石橋	北陸地方整備局 信濃川下流河川 事務所長 新潟地方気象台

(2) 洪水予報河川における洪水予報

警 険 レベル	基準水位	予報の種類	発表基準
レベル5	氾濫発生	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき
レベル4	氾濫危険 水位 (洪水特別警 戒水位)	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
レベル3	避難判断 水位	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル2	氾濫注意 水位 (警戒水位)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル1	水防団待機 水位 (通報水位)	(発表なし)	

(3) 洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達系統は次のとおりとする。



3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 水位周知河川

法第13条第2項の規定により知事が水位情報の通知を行う河川は、次のとおりである。

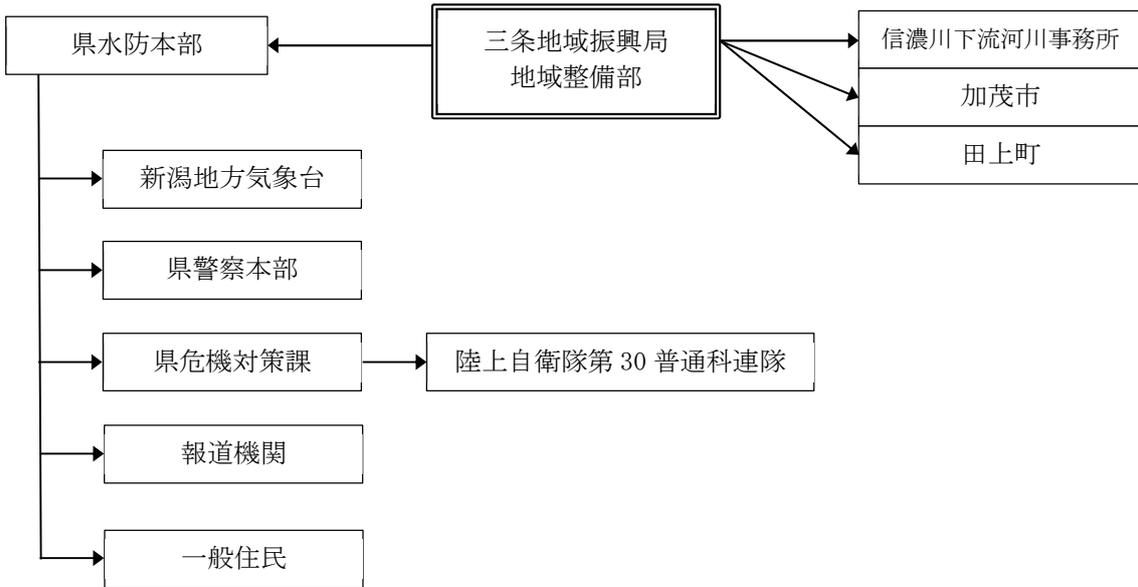
河川名	観測所名	所在地	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	通知者
加茂川	黒水	黒水	42.50	三条地域振興局長
	昭和橋	八幡	13.70	
下条川	大平	下条	15.23	
	小橋	下条	10.61	

(2) 関係機関及び一般への周知

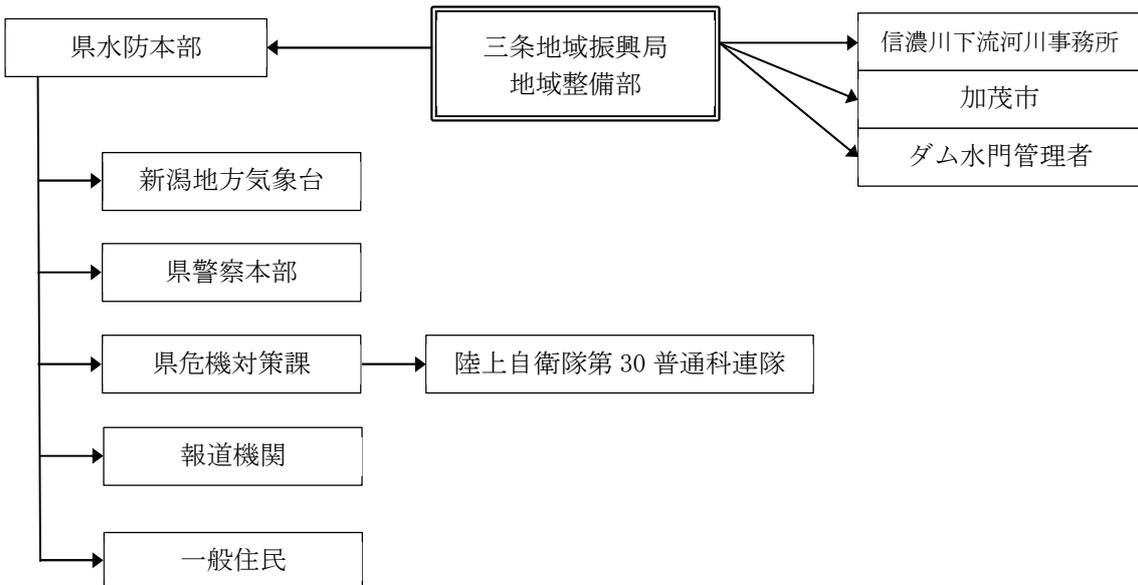
水位周知河川の河川水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、県知事は、次図のとおり関係機関へ通知するとともに、インターネットや市を通じて一般へ周知するものとする。

なお、水位情報の放送については、報道機関の判断による。

①加茂川（黒水、昭和橋）



②下条川（大平、小橋）



4 その他の水位情報の収集について

水防管理団体は、国土交通省及び県が提供する河川カメラ映像等を活用し情報収集に努める。

(1) 信濃川下流河川事務所 所管 河川カメラ映像

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置(距離標)	左右岸別	カメラ名称
139	信濃川	信濃川下流	加茂市鶴森	31.60k	左岸	鶴森
158	信濃川	信濃川下流	加茂市天神林	33.20k	右岸	天神林
138	信濃川	信濃川下流	南蒲原郡田上町保明新田	28.40k	右岸	保明新田

(2) 国土交通省 所管 簡易型河川監視カメラ

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置(距離標)	左右岸別	カメラ名称
11	信濃川	信濃川下流	加茂市天神林	33.30k	右岸	天神林
12	信濃川	信濃川下流	加茂市五反田	29.20k	左岸	五反田
13	信濃川	信濃川下流	南蒲原郡田上町保明新田	28.80k	右岸	保明新田
14	信濃川	信濃川下流	加茂市天神林	33.25k	右岸	天神林

(3) 新潟県 所管 簡易型河川監視カメラ

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置(距離標)	左右岸別	カメラ名称
42	信濃川	下条川	加茂市天神林			布施谷川合流点
43	信濃川	加茂川	田上町坂田			大正川合流点
48	信濃川	加茂川	加茂市八幡			昭和橋
49	信濃川	下条川	加茂市下条			小橋
51	信濃川	加茂川	加茂市黒水			黒水
52	信濃川	下条川	加茂市下条			長福寺
57	信濃川	加茂川	加茂市幸町			加茂川橋

5 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

法第16条の規定により国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

(1) 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

①国土交通大臣所管

河川名	区 域	発 表 者
信濃川 (下流)	左岸 燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062 番の 6 地先から 海まで 右岸 長岡市中条新田字丸山 1546 番の 2 地先から海まで	北陸地方整備局 信濃川下流 河川事務所長

②新潟県知事所管

河川名	区 域	発 表 者
加 茂 川	左岸 加茂市大字宮寄上字長瀬 1527 番 6 地先 (上水道取水 堰堤) から信濃川合流点まで 右岸 加茂市大字宮寄上字長瀬 1244 番地先 (上水道取水堰 堤) から信濃川合流点まで	三条地域振興局 地域整備部長
下 条 川	左岸 加茂市大字下条字中ノ又 961 番 1 地先(下条川ダム) から信濃川合流点まで 右岸 加茂市大字下条字祖坂 879 番地先 (下条川ダム) か ら信濃川合流点まで	

(2) 水防警報の対象とする水位観測所

③国土交通大臣所管

(単位：m)

河川名	観測所名 (所在地)	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤防高
信濃川 (下流)	尾崎 (三条市)	8.20	8.70	9.10	10.20	14.85
	荒町 (三条市)	8.00	8.50			13.86
	保明新田 (田上町)	5.20	5.60	6.50	8.20	11.05

④新潟県知事所管

(単位：m)

河川名	観測所名 (所在地)	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤防高
加茂川	黒水 (黒水)	40.77	41.47	41.90	42.50	43.24
	昭和橋 (八幡)	11.20	12.10	12.60	13.70	15.91
下条川	大平 (下条)	14.10	14.50	14.84	15.23	15.77
	小橋 (下条)	9.00	9.60	10.21	10.61	11.47

(3) 水防警報の段階

第 1 段階 準備 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準

備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

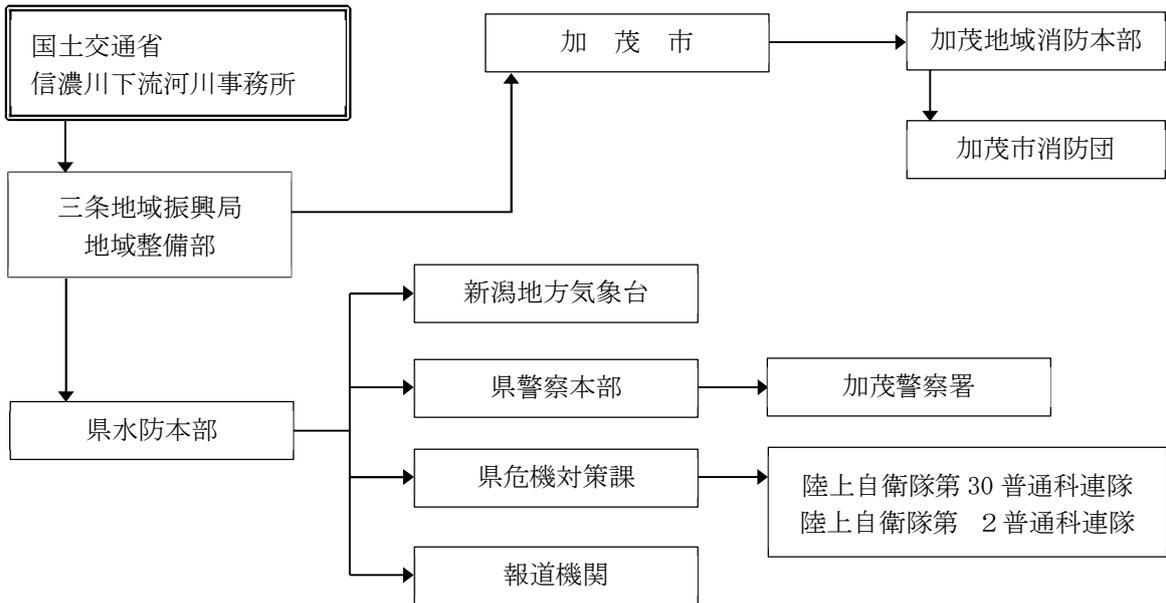
第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第3段階 状況 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

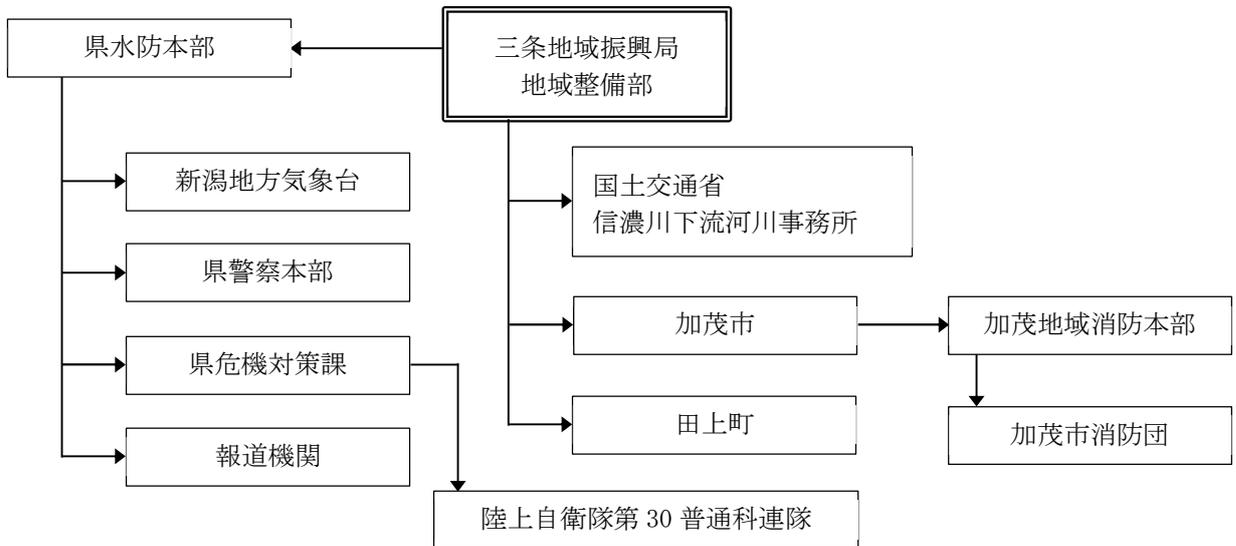
第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。

(4) 水防警報の伝達系統

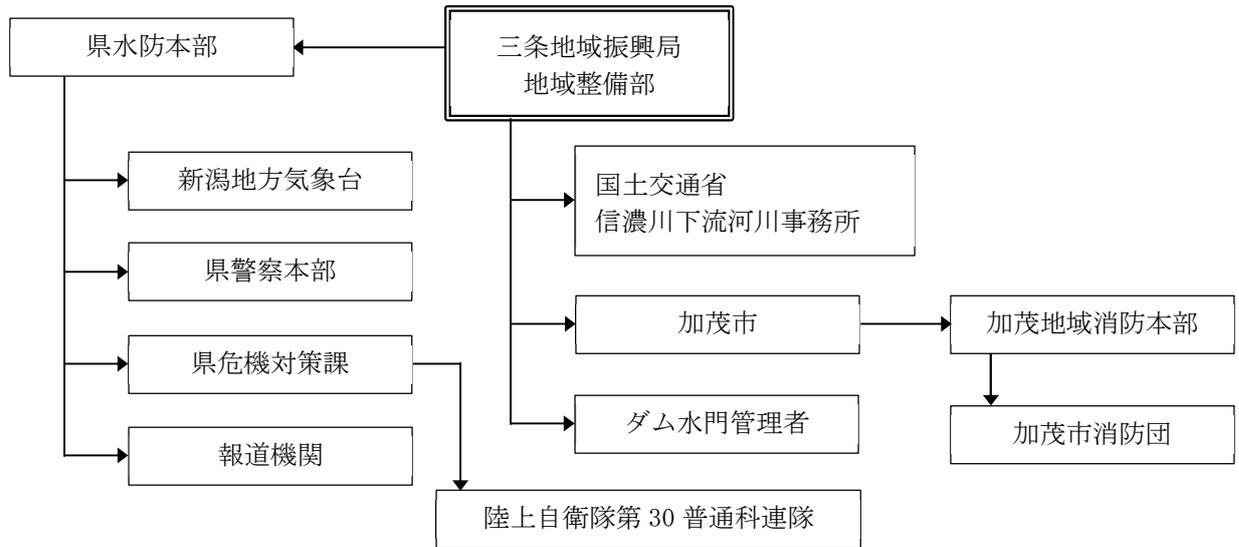
①信濃川下流



②加茂川（黒水、昭和橋）



③下条川（大平、小橋）



第5章 水防活動等

1 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報を受けたときから警報が解除されるまでの間、本計画に基づいて活動するものとする。

2 消防団の管轄地域等

各消防団の管轄区域は、資料6のとおりである。

3 消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められたときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

(1) 非常配備の基準

①待機

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるようなとき、消防団員は直ちに次の段階に速やかに入り得る態勢を整える。

②準備

河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき、消防団員は資器材の点検、作業員の配置計画、水防上重要な箇所への巡視にあたる。

③出動

河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき、消防団全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

(2) 巡視及び警戒

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときは、直ちに消防機関に対しその旨を通知し、必要団員に河川及び水門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防機関に通知するとともに、必要な団員を招集し、警戒・水防活動にあたらせるものとする。

(3) 水防信号

水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則に基づき行うものとする。

(4) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域等の状態を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を

考慮して、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(5) 水防解除

水防本部長は、水位が下降して水防活動の必要がなくなったとき、非常配備態勢を解除する。

4 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防管理者は、堤防が決壊、またはこれに準ずる越水・溢水若しくは漏水等の事態が生じたときは、直ちにこの状況を関係機関に通報するものとする。

(2) 避難の指示

水防管理者は、洪水による著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認められる区域の居住者に対し、広報その他の方法により、加茂市が指定する避難所への立退き、またはその準備を指示する。この場合、加茂警察署長にその旨を通知するものとする。

5 水防訓練

水防管理団体である市は、水防法第 32 条の 2 の規定に基づき、毎年出水期前に水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第6章 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防に関する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（法第41条、第23条第3項及び第4項）

また、水防管理団体の水防によって、当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（法第42条第3項）

2 公用負担

(1) 市長及び消防長の権限

水防のため緊急の必要があるとき、水防管理者及び消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条）

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長の場合はその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要な場合はこれを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等の場合は、水防活動委任証によって公用負担権限委任証に代えることとする。

(例)
公 用 負 担 権 限 委 任 証
第 号
身 分
氏 名
上記の者に加茂市における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日
市長又は消防長 氏 名 印

第7章 協力及び応援

1 河川管理者の協力

国土交通省北陸地方整備局長及び新潟県知事は、河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況）の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

3 消防機関の協力等

- (1) 水防管理者は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で消防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 他の水防管理団体の応援を必要とするときは、直ちに水防管理者に応援を要請する。
- (3) 他の水防管理団体から応援を受けたとき、または応援出動したときの水防事務については、各消防応援協定に定められたところによる。
- (4) 自衛隊の出動を必要と認めたときは、県知事に対し自衛隊の出動を要請するものとする。
- (5) 警察官の出動を必要と認めたときは、加茂警察署長に対し出動を要請するものとする。

第8章 水防報告

1 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後2日以内に三条地域振興局を經由して県土木部河川管理課（県水防本部）にその概況を速報する。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合は、その旨あわせて連絡する。

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて定められた様式により三条地域振興局長に報告する。

- (1) 水防実施河川名及び位置
- (2) 活動日時
- (3) 活動人員（当該箇所への延人員）
- (4) 水防活動費用の内訳
- (5) その他必要事項

また、下記事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じて報告する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員または消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること。）
- (7) 法第28条による収用または使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 自衛隊及び一般の応援の状況
- (11) 居住者出勤の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指導の官公署氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

注) 年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約 35 万円）以上となると補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

第9章 通信及び輸送

1 水防時に利用する通信手段

加茂市が行う水防に関する情報の伝達、収集、その他必要な指示・命令等は、原則として防災行政無線通信、携帯電話、FAX、インターネット回線又は公衆通信施設（加入電話）で行う。

2 災害時優先通信の取扱い

非常事態において、電信電話回線の通信が輻輳し一般加入電話からの即時通話ができないうちでも、水防上緊急を要する場合は、法第27条第2項の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。

3 その他の通信施設の使用

通信不能等又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の通信設備を利用することができる。

- ・警察通信設備
- ・消防通信設備
- ・国土交通省無線設備
- ・気象通信設備
- ・電力通信設備
- ・鉄道通信設備

4 輸送の確保

非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理者は輸送経路及び輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。

第 10 章 水防施設等

1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 市内の水防倉庫は資料 1 であり、備蓄資器材は資料 2 のとおりである。
- (2) 水防管理者は、資材確保のため地元建設業者等とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長又は新潟県三条地域振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

第 11 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

1 重要水防箇所評定基準（案）

県管理河川の重要水防箇所評定基準(案)は資料 3 のとおりである。

2 重要水防箇所

加茂市の設定箇所は資料 4 のとおりである。

第 12 章 ダムにおける洪水警戒体制

1 下条川ダムの洪水警戒体制

(1) ダムの基準数値等

管理者	河川名	地点	計画高水流量	設計洪水流量	洪水流量
新潟県	下条川	加茂市下条字祖坂	m ³ /s 110	m ³ /s 230	m ³ /s 以上 8.7

(2) ゲート操作

(下条川ダム操作規則抜粋)

(洪水警戒体制)

第 10 条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

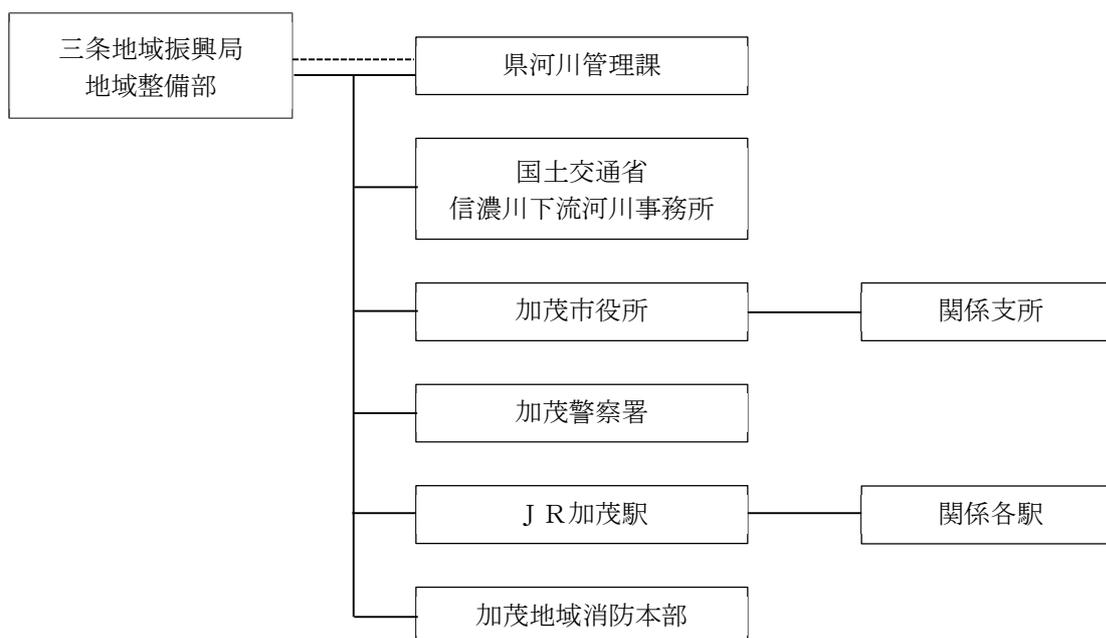
- 一 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節等)

第 12 条 局長は、水位が常時満水位を超える場合は、ホロージェットバルブを 70 パーセントの一定開度に保ち、洪水及び洪水に達しない洪水の調節を行わなければならない。

ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことがある。

(3) 連絡系統



※防災行政無線電話 -----

固定加入電話 _____

資料1 水防倉庫

河川	水防倉庫	所在地
加茂川	下高柳	下高柳（七谷小学校上手）
	狭口	狭口（小貫橋左岸）
	千刈	千刈一丁目（千刈公園上手）
	加茂新田	加茂新田（下諏訪ノ木）
下条川	下条	下条（大曲公園上手）

資料2 水防資器材

資 材	規格	単位	加茂川				下条川	合 計
			下高柳	狭口	千刈	加茂新田	下条	
鋼杭	90cm	本					108	108
	120 cm	本					27	27
	150 cm	本			59			59
玉縄	荒縄	玉	7	10	10	5	9	41
	PP ロープ	玉			4		8	12
鉄線		Kg	15	50	150	15	10	240
布袋類		袋	2,000	2,000	10,800	3,700	4,500	23,000
大型土のう袋		袋			50		4	54
板		枚		55	71	23		149
ロープ		本	1	4	3	2	6	16
杭木		本	850	350	660	150	870	2,880
ビニールシート		枚	10	10	59	10	10	99
塩ビパイプ	100φ2m	本					2	2
	100φ4m	本					1	1
両手ハンマー		丁	1		3	1	5	10
片手ハンマー		丁	2		1		1	4
げんのう		丁		3	3	1	6	13
ツルハシ		丁	1	1	4	1	3	10
カケヤ		丁	4	2	1	2	5	14
スコップ		丁	10	20	15	10	29	84
オノ	両手	丁	1	1	2	1	3	8
オノ	片手	丁	1	1	2	1	3	8
鎌		丁	2	2	14	2	3	23
ペンチ		丁	1	2	5	2	2	12
番線カッター		丁	1		1			2
のこぎり		丁	2	2	6	8	5	23
ナタ		丁		3	3	2	3	11
タコ		丁				2		2
鍬		丁	1	1	2	1	3	8
一輪車		台			4			4
カッターナイフ		丁	1	1	2	1	2	7
ライフジャケット		着	10	10	10	10	10	50
水難救助用ロープ	20m	本	2	2	2	2	2	10
	6m	本	10	10	10	10	10	50

資料3 重要水防箇所評定基準（案）

区分 種別	重 要 度			要注意区間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。	
陸閘			陸閘が設置されている箇所。	

資料4 重要水防箇所

(1) 信濃川左岸

番号	位置					管理 団体	危険区域 (m)				現況	予想される 危険	対策 水防 工法	備考
	左右	市町村	大字	始点	終点		重点	A	B	要注意 区 間				
56	左	加茂	五反田	28.4+149	28.8+4	加茂市			211		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
57	左	加茂	五反田	28.8+4	28.8+126	加茂市			99		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工	
58	左	加茂	五反田	28.8+126	29.6+323	加茂市			792		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
59	左	加茂	五反田 から 前須田	29.6+323	30.0+291	加茂市			331		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
60	左	加茂	五反田 から 前須田	30.0+291	30.0+300	加茂市			8		堤体漏水B	漏水	月の輪工	
61	左	加茂	前須田	30.5	30.5+130	加茂市			126		堤体漏水B	漏水	月の輪工	
62	左	加茂	前須田	30.5+130	30.5+205	加茂市			74		旧川跡 堤体漏水B	漏水	月の輪工	
63	左	加茂	前須田	30.5+205	30.5+389	加茂市			180		越水(溢水)B 旧川跡 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
64	左	加茂	前須田	30.5+389	31.0	加茂市			108		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡、水衝B	越水、漏水 洗堀・法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	
65	左	加茂	前須田 から 鶯森	31.0	31.0+141	加茂市			188		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝B	越水、漏水 洗堀・法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	
66	左	加茂	鶯森	31.0+141	31.0+255	加茂市			152		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
67	左	加茂	鶯森	31.0+255	31.0+310	加茂市			74		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
68	左	加茂	鶯森	31.0+310	31.0+340	加茂市			48		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
69	左	加茂	鶯森	31.0+340	31.5+418	加茂市			955		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	

(2) 信濃川右岸

番号	位置					管理団体	危険区域 (m)				現況	予想される危険	対策水防工法	備考
	左右	市町村	大字	始点	終点		重点	A	B	要注意区間				
215	右	田上町	保明新田	27.6+114	28.0+196	田上町			462		越水(溢水)B 堤体漏水 B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
216	右	田上町	保明新田	28.0+196	28.4+260	田上町			716		越水(溢水)B 堤体漏水 B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
217	右	田上町	保明新田	28.4+260	28.4+295	田上町			35		堤体漏水 B	漏水	月の輪工	
218	右	田上町	保明新田	28.4+388	28.8+93	田上町				314	旧川跡	漏水	月の輪工	
219	右	加茂	下仲組 から 上仲組	28.8+161	29.6+182	加茂市			969		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
220	右	加茂	上仲組 から 川西	29.6+182	29.6+300	加茂市			144		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
221	右	加茂	川西 から 加茂新田	29.6+300	30.0+287	加茂市			429		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
222	右	加茂	加茂新田 から 山島新田	30.0+490	30.5+125	加茂市			137		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
223	右	加茂	加茂新田 から 山島新田	30.5+125	30.5+375	加茂市			253		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
224	右	加茂	加茂新田 から 山島新田	30.5+375	31.5+125	加茂市			494		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
225	右	加茂	加茂新田 から 山島新田	31.5+125	32.5	加茂市			306		越水(溢水)B 堤体漏水 B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	
226	右	加茂	山島新田	32.5	32.5+92	加茂市			149		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
227	右	加茂	山島新田	32.5+92	32.5+200	加茂市			176		越水(溢水)B 旧川跡 新堤完成(R1)	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工 シート張工	新堤完成(R1)
228	右	加茂	山島新田	32.5+200	32.5+375	加茂市			285		越水(溢水)B 堤体漏水 B 旧川跡 新堤完成(R1)	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工 築廻し工	新堤完成(R1)
229	右	加茂	山島新田 から 天神林	32.5+375	33.0+178	加茂市			539		越水(溢水)B 旧川跡 新堤完成(R1)	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工 シート張工	新堤完成(R1)
230	右	加茂	天神林	33.0+208	33.0+211	加茂市			4		越水(溢水)B 堤体漏水 B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	堤防断面不足
231	右	加茂	天神林	33.0+211	33.0+250	加茂市	79	79			越水(溢水)A 堤体漏水 B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	堤防断面不足
232	右	加茂	天神林	33.0+250	33.0+275	加茂市	42	42			越水(溢水)A 堤体漏水 B 水衝 A	越水、欠壊 洗堀・法崩壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張り工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間 堤防断面不足

番号	位置					管理 団体	危険区域 (m)				現況	予想される 危険	対策 水防 工法	備考
	左右	市町村	大字	始点	終点		重点	A	B	要注意 区 間				
233	右	加茂	天神林	33.0+275	33.0+290	加茂市	28		28		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、欠壊 洗堀・法崩壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張り工 築廻し工 月の輸工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間 堤防断面不足
234	右	加茂	天神林	33.0+290	33.0+340	加茂市	93		93		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水、欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張り工 月の輸工	重点監視区間 堤防断面不足
235	右	加茂	天神林	33.0+340	33.0+370	加茂市	57	57			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、欠壊 洗堀・法崩壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張り工 築廻し工 月の輸工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間 堤防断面不足
236	右	加茂	天神林	33.0+370	33.0+375	加茂市			9		越水(溢水)B	越水	積み土のう工	
237	右	加茂	天神林	33.0+375	33.0+500	加茂市	235		235		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水、欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張り工 月の輸工	重点監視区間
238	右	加茂	天神林	33.0+500	33.5+57	加茂市	73	73			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗堀・法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張り工 築廻し工 月の輸工	水衝部に低水 護岸無し 重点監視区間

(3) 県管理河川

水系 番号	水系名	河川 番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される 危険	対策水防工法		
				箇所 番号	郡市	町村区 大字		重点 区間	A	B					
35	信濃川	17	牧川	① ②	加茂		下土倉 上土倉	越水			右 3,500 左 3,500		越水 決壊	積み土のう工 木流し工	
		28	加茂川	①	南蒲原 加茂	田上	保明新田 千刈1丁目	H30 新堤防完成					右 3,430	越水	積み土のう工
				②	南蒲原 加茂	田上	保明新田 番田	H30 新堤防完成				左 3,100	越水	積み土のう工	
				③	加茂		狭口	越水				左 600	越水	積み土のう工	
				④	加茂		狭口	越水				左 1,840	越水	積み土のう工	
		29	大正川	① ②	加茂		学校町	越水			右 300 左 300		越水	積み土のう工	
		35	西山川	① ②	加茂		上黒水	越水				右 650 左 500	越水	積み土のう工	
		41	下条川	①	加茂		天神林 下条	R1 新堤防完成					右 3,660 左 3,660	越水	積み土のう工
				②	加茂		下条	越水				右 820	越水	積み土のう工	
				③	加茂		長福寺	越水				左 100	越水	積み土のう工	

資料5 水害時排水施設

ポンプ施設の名称	ポンプ施設位置	ポンプ能力	数量	施設能力 1分間揚水量	摘要
川西排水機場	大字加茂新田	口径 500mm×30 m ³ /分	1 台	69 m ³ /分	
		口径 600mm×39 m ³ /分	1 台		
西加茂雨水排水ポンプ場	大字加茂字千代橋	口径 1000mm× 145.5 m ³ /分	2 台	291 m ³ /分	分流式雨水排水ポンプ場
下条雨水排水ポンプ場	大字下条字新堀	口径 400mm×20 m ³ /分	2 台	179 m ³ /分	分流式雨水排水ポンプ場
		口径 700mm×65 m ³ /分	2 台		
千刈雨水排水ポンプ場	千刈3丁目	口径 400mm× 16.5 m ³ /分	2 台	33 m ³ /分	分流式雨水排水ポンプ場 (ゲートポンプ方式)
堰ノ川雨水排水ポンプ場	大字黒水字丸山	口径 250mm×8 m ³ /分	1 台	8 m ³ /分	

資料6 消防団管轄区域図

名称		管轄区域
加茂市消防団 第1分団	第1部	第1区・第2区・第3区・桜沢
	第2部	秋房・若宮町1丁目・若宮町2丁目
	第3部	新町1丁目・新町2丁目
加茂市消防団 第2分団	第1部	五番町・上町
	第2部	仲町・本町・駅前・穀町
	第3部	岡ノ町・松坂町・矢立
加茂市消防団 第3分団	第1部	番田・寿町・旭町・大郷町1丁目・大郷町2丁目
	第2部	幸町1丁目・幸町2丁目・石川1丁目・石川2丁目・栄町・新栄町
	第3部	第23区
	第4部	第24区・第25区
加茂市消防団 第4分団	第1部	八幡1丁目・八幡2丁目・八幡3丁目・上条・皆川・神明町1丁目
	第2部	神明町2丁目・青海町1丁目・青海町2丁目・千刈1丁目・千刈2丁目・千刈3丁目
	第3部	陣ヶ峰・赤谷・学校町・希望ヶ丘・都ヶ丘
加茂市消防団 第5分団	第1部	小橋1丁目・小橋2丁目・中村・柳町1丁目
	第2部	中興野・下興野・高須町1丁目・高須町2丁目・柳町2丁目・芝野・柳町
	第3部	早田・上下条・長福寺
	第4部	下興屋向・上興屋向・横江
	第5部	福島
	第6部	天神林
加茂市消防団 第6分団	第1部	黒水東・黒水北・黒水西・黒水中・黒水南・上黒水・長谷
	第2部	下大谷
	第3部	下土倉・上土倉
	第4部	下高柳・西山
	第5部	小乙・岩野
	第6部	上大谷・中大谷
	第7部	上高柳
加茂市消防団 第7分団	第1部	五反田
	第2部	北湯
	第3部	後須田第1・後須田第2・後須田第3・後須田第4
	第4部	前須田・砂押新田
	第5部	上鶴森・中鶴森・下鶴森
	第6部	田中新田

三条地域振興局地域整備部管内図

資料 重要水防箇所図 (R3)

(平成31年4月1日現在)

凡例	
[厚線]	重点区画
[A]	A 水防上最も重要な区画
[B]	B 水防上重要な区画
[C]	C 重点区画
[○]	水防上関係が必要な土木構造物箇所
[X]	水防管理関係の水防倉庫
[△]	水防管理関係の貯水施設
[◇]	南見貯水施設(湖沼)
[◇]	南見貯水施設(湖沼)
[◇]	南見貯水施設(湖沼)
[■]	貯水施設(河川管理事務所管)
[□]	貯水施設(河川管理事務所管以外)
[○]	別荘池
[○]	取水口



道路表		河川表		砂防指定河川表	
路線	延長	名称	延長	名称	延長
1	10.5	1	10.5	1	10.5
2	10.5	2	10.5	2	10.5
3	10.5	3	10.5	3	10.5
4	10.5	4	10.5	4	10.5
5	10.5	5	10.5	5	10.5
6	10.5	6	10.5	6	10.5
7	10.5	7	10.5	7	10.5
8	10.5	8	10.5	8	10.5
9	10.5	9	10.5	9	10.5
10	10.5	10	10.5	10	10.5



都市計画法適用市町村一覧表		自治体別面積表	
市	面積	自治体	面積
1	10.5	1	10.5
2	10.5	2	10.5
3	10.5	3	10.5
4	10.5	4	10.5
5	10.5	5	10.5
6	10.5	6	10.5
7	10.5	7	10.5
8	10.5	8	10.5
9	10.5	9	10.5
10	10.5	10	10.5

凡例	
[○]	重点区画
[△]	水防上重要な区画
[◇]	重点区画
[○]	水防上関係が必要な土木構造物箇所
[X]	水防管理関係の水防倉庫
[△]	水防管理関係の貯水施設
[◇]	南見貯水施設(湖沼)
[◇]	南見貯水施設(湖沼)
[◇]	南見貯水施設(湖沼)
[■]	貯水施設(河川管理事務所管)
[□]	貯水施設(河川管理事務所管以外)
[○]	別荘池
[○]	取水口